

予算審査特別委員会 第3号

平成30年3月13日(火曜日)

○議事日程

- 1 議案第 1号 平成30年度古平町一般会計予算
- 2 議案第 2号 平成30年度古平町国民健康保険事業特別会計予算
- 3 議案第 3号 平成30年度古平町後期高齢者医療特別会計予算
- 4 議案第 4号 平成30年度古平町簡易水道事業特別会計予算
- 5 議案第 5号 平成30年度古平町公共下水道事業特別会計予算
- 6 議案第 6号 平成30年度古平町介護保険サービス事業特別会計予算

○出席委員(10名)

- | | |
|-----------|------------|
| 1番 木村 輔宏君 | 2番 堀 清君 |
| 3番 真貝 政昭君 | 4番 岩間 修身君 |
| 5番 寶福 勝哉君 | 6番 池田 範彦君 |
| 7番 山口 明生君 | 8番 高野 俊和君 |
| 9番 工藤 澄男君 | 10番 逢見 輝続君 |

○欠席委員(0名)

○出席説明員

- | | |
|-------------|-------------|
| 町 長 | 貞 村 英 之 君 |
| 教 育 長 | 成 田 昭 彦 君 |
| 総 務 課 長 | 松 尾 貴 光 君 |
| 企 画 課 長 | 細 川 正 善 君 |
| 財 政 課 長 | 三 浦 史 洋 君 |
| 民 生 課 長 | 五 十 嵐 満 美 君 |
| 保 健 福 祉 課 長 | 和 泉 康 子 君 |
| 産 業 課 長 | 宮 田 誠 市 君 |
| 建 設 水 道 課 長 | 高 野 龍 治 君 |
| 会 計 管 理 者 | 藤 田 克 禎 君 |
| 教 育 次 長 | 白 岩 豊 君 |
| 総 務 係 長 | 澤 口 達 真 君 |
| 財 政 係 長 | 人 見 完 至 君 |

○出席事務局職員

事	務	局	長	本	間	克	昭	君
議	事	係	長	小	澤	浩	二	君

開議 午前 9時55分

○**議会事務局長（本間克昭君）** 本日の会議に当たりまして、出席状況を報告申し上げます。
ただいま委員10名が出席されております。

◎開議の宣告

○**委員長（岩間修身君）** おはようございます。ただいま10名の出席を見ております。
よって、定足数に達しております。
直ちに本日の会議を開きます。

◎議案第1号ないし議案第6号

○**委員長（岩間修身君）** 先日は一般会計まで質疑は終わっておりますので、きょうは国民健康保険事業特別会計から始めます。

それでは、平成30年度古平町国民健康保険事業特別会計予算についての質疑を行います。254ページから279ページまで、歳入歳出一括で質疑を許します。質疑ございませんか。

○**3番（真貝政昭君）** 平成30年度から道のほうに統一されることになるのですが、この予算書、決算書というのは今までと変化はあるのですか。

○**民生課長（五十嵐満美君）** 歳入歳出の科目それぞれに若干廃目、廃款であったり、新設されるものであったりがあるほかは特に変わりはありません。

○**3番（真貝政昭君）** 道のほうの関係が出てくるだけで、今までからすれば余計なものが1つふえたというふうに考えればよろしいのですか。業務の内容としては、今までの後志広域と古平町との関係ということに変わりはないのですか。

○**民生課長（五十嵐満美君）** そのとおりでございます。

○**3番（真貝政昭君）** 国保の加入者で年金生活者、年金を受けている方の年金から天引きになる特別徴収と、それから普通徴収がありますけれども、普通徴収は低収入の場合でしたか、町のほうで収納することになりますけれども、その数はわかりますか。

○**民生課長（五十嵐満美君）** 真貝委員おっしゃられているの後期のほうではないかと思うのですが、年金特徴されて、年金収入少ない方普徴で、切符で払っているのは後期のほうです。国保のほうは切符だったり口座だったりという形で払っていますので、今おっしゃられたのは後期のほうではないかと思うのですが。

○**3番（真貝政昭君）** 失礼しました。

悪質滞納ということで後志の広域のほうに回されている方の数はわかりますか。

○**民生課長（五十嵐満美君）** 広域のほうに収納お願いしている件数については、収納係のほうに主にお任せしてまして、ちょっと今状況、資料は持ち合わせておりません。

○**財政課長（三浦史洋君）** 広域連合に29年度引き継いだ古平町の方15名です。その税目ごとにと
いうので振り分けした資料ないので、全部町税です。一般会計の町税と国保税の部分での滞納のある大きい部分の方15名です。

○3番（真貝政昭君） 後志の広域で扱っていたこの15名の扱いなのですからけれども、道のほうに移ったときの扱いというのはどういうふうになるのですか。

○財政課長（三浦史洋君） 道に財政の部分の都道府県化ということで、賦課徴収についてはその他市町村でありますので、これまでどおりの滞納の大きい方とか悪質な部分はこれまた道に、広域連合に引き継ぐとなります。

○3番（真貝政昭君） 現年度については町で収納と。滞納については後志で徴収という、収納ということなのだけれども、道に移ったときは後志にそのまま仕事が残るということですか。

○民生課長（五十嵐満美君） 都道府県単位化につきましては財政運営の面を北海道が担うわけで、今財政課長言ったように、賦課徴収に関しては市町村の義務になりますので、これまでどおり広域連合のほうで収納のほうの強化をしていっていただくのは変わりないです。

○3番（真貝政昭君） もう一つ、道のほうに移ったときの機構なのですからけれども、一本化されるのですけれども、理事者側、それから議会側というような、そういう形はつくられるのですか。うちの自治体としてまとまるわけでしょう。そういう機構といいますか、それはどのようになるのですか。ただ形だけ道に一本化されるけれども、例えば後志の広域の場合はこの形だけを残して、あと道に移ったからといって何かが変わるわけではないということなのではないでしょうか。何か変わるのでしょうか。

○民生課長（五十嵐満美君） 北海道のほうで新しい担当ができるかもしれませんけれども、これまでどおり広域連合ですとか町村の機構については、広域連合についてはこれから数年後、制度定着していく中で人数が減るとかということはあるかもしれませんけれども、基本的な機構については今のところ変わりありません。

○委員長（岩間修身君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（岩間修身君） ないようですので、これで平成30年度古平町国民健康保険事業特別会計予算の質疑を終わります。

次に、平成30年度古平町後期高齢者医療特別会計予算についての質疑を行います。312ページから333ページまで、歳入歳出一括で質疑を許します。

○3番（真貝政昭君） 先ほどの、間違っただけで質問しましたけれども、特別徴収と普通徴収で町が収納受け持つ数というのは平成29年度でどれくらいの数なのか伺います。

○民生課長（五十嵐満美君） 申しわけありません。具体的な数については資料持ってきておりませんが、普徴に関しては10件いっていない程度の数だったと思います。

○3番（真貝政昭君） この中で保険証を取り上げられている方というのはいらっしゃいますか。

○民生課長（五十嵐満美君） 後期も国保と同じく短期証の発行はされています。29年度はちょっと数字持ってきておりませんが、30年度、今のところ1名の予定です。短期証発行の予定が1名の予定です。

○委員長（岩間修身君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（岩間修身君） ないようですので、これで平成30年度古平町後期高齢者医療特別会計予算の質疑を終わります。

次に、平成30年度古平町簡易水道事業特別会計予算の質疑を行います。364ページから395ページまで、歳入歳出一括で質疑を許します。

○8番（高野俊和君） 388ページの15節の工事請負費なのですが、平成26年度以降しか調べてはいないのですが、この配水管の布設工事なのですが、毎年工事やっていますけれども、この工事業業というのは毎年これ永遠と続く事業なのではないでしょうか。場所がその都度変わっていますので、必要などところをやっているのかなと思いますけれども、同じ状況でずっとやっていますけれども、これ永遠と続くのか、それとも今集中時期なのか、どうなのでしょう。

○建設水道課長（高野龍治君） 配水管の布設がえ工事の件ですけれども、今のところ平成31年度までで一回配水管の更新事業としては終了する予定です。それ以降に関しては、まだ更新しなければならない管渠はございますけれども、次のポンプ場とか、そういった電気設備関係の投資のほうにちょっとシフトしていかなければならない関係上、財政的な関係でそれ以降に配水管の更新というのがまた始まっていくのかなというふうに今考えております。

○8番（高野俊和君） 補助も3分の1ほど国の補助あるようですけれども、これずっと布設がえする間はこの国の補助というのはあるのですか。

○建設水道課長（高野龍治君） 今後のことに関しましては、今のところはそういったメニューがございますので、国庫補助事業として……国庫でないです。今は道費補助なのですが、道費補助なのですが、財源は国から来ているといったことなので、制度が変わらない以上、国庫補助は補助事業としては続くものと考えております。

○8番（高野俊和君） それと、その下に量水器の更新工事もやっていますのです。これも26年以降しか見ていないのですが、これも毎年個数は違うのですが、古平町内一円ということになって、ずっと続いているのですが、これも全町村終わるまでということなのでしょう。

○建設水道課長（高野龍治君） 量水器に関しましては、8年がたったら計量法上の関係上交換していかなければならないということなので、永遠的に8年経過したものはその都度更新していく形となりますので、この件に関しましてはほぼ永遠に続くものと。年によっては、ない年多分ないと思います。当面続くものと考えられます。

○8番（高野俊和君） これ見ると、前の年の個数がすごくばらついているのですが、これ何か国の補助はないようなのですが、これ古平町の予算の関係で個数がばらついてやっているのでしょうか。

○建設水道課長（高野龍治君） 先ほど申し上げたように、8年たったら交換しなければならないと。その年によってばらつきはあるのですが、水道が供用開始してから毎年8年ごとに供用開始して……供用でないです。8年たつたびに更新していくということなので、住宅ラッシュとか、そういったものもあつたりしたりして集中している年があつたり少ない年があつたりと、そういった形で計上しています。

○3番（真貝政昭君） 配水管の施工箇所について伺います、工事の。

何というのかな、この通りは。耐震化事業を行うところです。本町入船方面の道路ですけれども、町のコミュニティバスが海岸線のほうの入船通を走っているのですけれども、人を集めやすいのはむしろこのことし施工箇所の通りが人が集めやすい通りでないかと思っているのですけれども、丸山川と入船の通りの中で、それから丸山川と丸山の崖の間の通りで、この本町の通りというのは極端に狭いのでしょうか。

○委員長（岩間修身君） 済みません。暫時休憩します。

休憩 午前 9時13分

再開 午前 9時13分

○委員長（岩間修身君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

○3番（真貝政昭君） 聞き直します。この施工箇所の道路幅員はわかりますか。

○建設水道課長（高野龍治君） 正確な道路幅員は押さえておりませんが、今年度施工した入船通、海側の太い通りです。それよりも一回りか二回り細い道路です、この昭和通りに関しましては。何メーターというのは、ちょっと申し上げられませんが。

○3番（真貝政昭君） やめます。

○委員長（岩間修身君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（岩間修身君） ないようですので、これで平成30年度古平町簡易水道事業特別会計予算の質疑を終わります。

次に、平成30年度古平町公共下水道事業特別会計予算の質疑を行います。434ページから459ページまで、歳入歳出一括で質疑を許します。

○3番（真貝政昭君） 資料としては111ページになります。下水道の接続戸数を見えています。それで、平成28年、それから29年で、平成26年から27年の間で14件、それから27年から28年の間で25件、それから見込みですけれども、28年から29年が26件ふえています。平成30年度の見込み出していますけれども、建物を接続するときに縛りとなるのは新築か増改築ですよね。民間の新築、増改築、資料出してもらいましたが、あれからすれば大きな開きがあるので、町営住宅等が入っているのではないかと思うので、民間の一戸建てと、それからアパート、その区別してみたいのですけれども、例えば新築補助が28年、29年でしたか、やりまして、それからアパートの助成も28年、29年やりましたので、大体それが接続されていると思うので、公営のほうだけ数字挙げてもらえば、差っ引いて、大体概略、民間のほうの接続戸数わかりますので、町営住宅のほうの接続戸数だけ28年と29年、説明してください。

○建設水道課長（高野龍治君） 資料的には今ここで拾う資料持ってきておりませんので、そういった数字に関しましては後ほどお教えしたいなと思います。

○3番（真貝政昭君） 流れからいって、民間の接続戸数というのはこの2年間を見ると新築助成、それからアパートへの助成というのは結構大きかったのではないかというふうに思っています。そ

れで、平成30年度の予想も立ててはいますが、そういう区分けで公営住宅関係、それから民間への助成、今回新築なくなりましたので、増改築ですよ。それと、そういうのを当てにしない民間レベルの意欲的な接続という分け方で、やはりこの接続戸数の内容を吟味すべきだと思うのです。それで、今資料が出てきませんので、平成30年度の見込みをとやかく議論することができないので、ぜひともそういう分析をもとにして今後の町の事業展開考えてほしいと思うのです。平成30年度の接続戸数が60%いっていませんので、同形態の寿都町に比べて2割低いので、経営的にも運営的にも8割を目指す、とにかく追いつくと、そういう施策をとっていただきたいので、その点について作戦としては町のほうではどのように今の段階で捉えているのでしょうか。

○建設水道課長（高野龍治君） 普及対策としまして、リフォーム補助のほうでは下水道の未接続に対応すべくリフォーム補助の中で対応は、平成30年度以降も補助金を支給して接続してもらうという制度は継続しておりますので、それに関しましては継続していくことから、そういった対策はとられているかなど。あと、新築に関しましては供用開始区域に関する新築は建築基準法上でも新築、もう既に建てる許可の段階で水洗化にしなければならないというふうになっておりますので、新築に関しては最初から建てるものですから、改めた下水道の接続に対する補助というのとはもともと行っておりません。増改築に関しましては、増改築の補助を受けるに当たって、それも来年度、増改築という名目はないですけども、断熱改修とか、あと窓の改修とか改築に、住宅を改築する上でそういった改修も出てくるだろうと。そういったものは補助となります。ただし、下水道を接続していなかったらその補助は受けられないということで、下水道の接続に、受けられないということで下水道の接続の促進にもなるのかなというふうを考えております。

○2番（堀 清君） ページ数が455ページの2款の第1項の施設費なのですけれども、13番の委託料の中で下水道ストックマネジメント計画策定業務委託料でありますけれども、この内容説明してください。

○建設水道課長（高野龍治君） この下水道ストックマネジメント計画策定業務委託料につきましては、今現在、30年度からこの同じページの15節で下水道施設電気設備更新工事というものがございまして、これは長寿命化計画というものでこの工事を行っていきます。ただし、今この長寿命化計画というものが最大で32年度までしかありません。そういったことから、引き続き33年以降の長寿命化計画にかわるものがこのストックマネジメントという委託料でございまして。

○2番（堀 清君） 計画を策定するための委託料ということなのですが、金額が結構張っているのですけれども、これくらいの金額というのはかかるというような形なのか、それともまだまだ減額できるのか、そこら辺はどうなのですか。

○建設水道課長（高野龍治君） このストックマネジメント計画の策定なのですが、今年度に関しましては調査がメインでございまして。その調査に基づいて計画期間とどこどこを整備するとか、そういった計画を31年度にまた予算計上しまして、2カ年で実施していくわけなのですけれども、その施設の調査というのが管渠、下水道の汚水管を全部ちょっと調査しなければだめなわけなのです、人海戦術で。そういったことから、あとプラス下水道の処分場の電気設備関係、それとポンプ場の電気設備関係、その辺もあわせてやると。メインがことしは管渠の調査ということなので、この費

用、とりあえずは今予算計上ですけれども、これから入札して、どれだけ下がるかという形となつていくかなと思います。

○2番(堀 清君) それでは、わかりました。

次、施設管理費の11番の中の修繕料で620万ほど計上しているのですけれども、これはどこかでつかいところ壊れたみたいな形なのですか。ちょっと説明願います。

○建設水道課長(高野龍治君) この修繕料に関しましては、どこかが壊れたとか、そういったものではなく、定期的に設備をオーバーホールしていくとか、そういった修繕料でございまして、来年度に関しましては大きく壊れたというものは改めては計上しておりませんが、例えば処理場の汚泥濃縮攪拌機とか、そういったものの部品交換とか、あとポンプ場のポンプ性の攪拌機の部品の交換とか、ちょっと大きなものになれば100万単位でオーバーホールがかかっていくといったものでございまして、これは定期的に5年に1回とか10年に1回とか、あと100時間に1回とか、そういった形で経常的にかかっていく維持管理費でございまして。

○2番(堀 清君) 3番目なのですけれども、13節の、13番の委託料なのですけれども、下水道管理センターの委託料なのですけれども、結構な金額なのですけれども、それこそ浄水場のほうもこの業者に全部一貫して委託しているという話なのですけれども、そういう中で金額的にも結構でつかいような形では捉えているのですけれども、この内訳というか、そういうの説明できたらと思うのですけれども、基本的な、これだけなのですよというような形でも結構です。

(「ちょっと答弁調整お願いします」と呼ぶ者あり)

○委員長(岩間修身君) 答弁調整のため暫時休憩いたします。

休憩 午前10時29分

再開 午前10時30分

○委員長(岩間修身君) 会議を再開いたします。

○建設水道課長(高野龍治君) 金額は個々にはちょっと今資料持ち合わせておりませんが、下水道の管理センター、処理場ですね、処理場の管理としまして、内容としては日常の機械の保守点検です。機械を操作する上で異常値があるとかないとか、そういった保守点検、それと汚泥処理の自動運転に伴う操作関係、あと水質の、下水道放流する上で水質試験をするわけですが、そういった水質試験関係がまず下水道の処理場で主なものとして入っております。あとそれと、浜町のポンプ場というのが1カ所あるわけなのですが、その機械設備関係の保守点検、週に1回とか行っております。それと、操作関係です。操作関係の監視業務、あとそれとマンホールポンプ所というものが、道路に埋まっているポンプ場があるわけなのですが、それが4カ所ございまして、その点検関係です。あと、緊急時対応ということでポンプが詰まったとか、そういった処理をするものが通年、365日で、土日祝祭日を抜かした平日でそういった作業をしていただくというものがこの委託の内容となっております。

○2番(堀 清君) 細かい内容まで理解できました。

ここの業者というのは、人員の体制というのは何人体制でやっているのですか。

○建設水道課長（高野龍治君） 3人体制、操作とかできる専門の職員が3人、それと事務の雑務とか、そういった処理をしたり、構内の清掃したりという職員が週に2回程度出ている感じで、技術の職員に関しては毎日毎日3人出ているわけではございません。その日によっては1人のときもありますし、例えば汚泥の処理をするときには3人になったり、水質試験をするときになったら2人とか、そういった形で行っておりますので、担当としては技術屋さんが3人で、事務屋さんが1人という状態で運営しております。

○2番（堀 清君） 人員は大体3人体制ということなのですが、まず先ほども言いましたけれども、浄水場の管理もやっているということなのですが、人員的にはその方々が兼務しているというような状況なのですか。

○建設水道課長（高野龍治君） そのとおりでございます。

○8番（高野俊和君） ちょっと今の質問の続きということになるのでしょうか、下水道の処理場の技術者というのは下水道だけでいうと1人ですか。

○建設水道課長（高野龍治君） 3人でございます。

○8番（高野俊和君） ここに管理費で職員の給料、期末手当だあっと出ていますけれども、これ何人の分のことがここに載っているのでしょうか。済みません。453ページです。

○建設水道課長（高野龍治君） 453ページの給料から共済費までの職員に関しては、役場の中で働いている今でいえば管理係と工務係、2名体制、先ほどの455ページのほうは下水道処理場委託業者の職員ですので、こっちは3人体制です。なので、この職員給与費と管理センターの委託料の人件費は全く別物でございます。

○8番（高野俊和君） 下水道処理のほうは、現在いる技術者のほかに水道のほうの方も下水道の仕事を手伝うということになるのですか、3人ということは。

○建設水道課長（高野龍治君） 先ほど堀委員のときにもちょっとご説明しましたけれども、その日によっては3人のうち1名で済む、下水道の処理場で勤務するのが1名のときもあります。そういったことから、あとの2人はあいています。なので、そのあいているときに浄水場のほうに勤務すると、そういった形でローテーションを組んで、うまくやっているという状態で今運営しております。

○委員長（岩間修身君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（岩間修身君） ないようですので、これで平成30年度古平町公共下水道事業特別会計予算の質疑を終わります。

それでは次に、平成30年度古平町介護保険サービス事業特別会計予算の質疑を行います。494ページから511ページまで、歳入歳出一括で質疑を許します。

○3番（真貝政昭君） 505ページの短期入所生活介護運営業務委託料について説明してください。

○保健福祉課長（和泉康子君） こちらのほうは、生活支援ハウスの職員がショートステイの業務を行っておりますので、生活支援ハウスの職員の給料については指定管理料でお支払いしています。

それで、サービス勘定のほうにショートステイの報酬が入りますので、そのうちから委託契約料として、1人1日ショートステイ使った場合に5,000円を社会福祉協議会のほうに委託料として払うもので、5,000掛ける360日分の180万円となっております。

○3番（真貝政昭君） 町長も施政執行方針で触れていましたけれども、この診療所の2階部分について介護保険計画の中でこれから見直しをしていくというくだりがありました。それで、伺いますけれども、あそこ17ベッドですか、短期入所で3泊4日くらいで利用された方も知っているのですけれども、長期にわたって利用されている方もいますよね。それで、このベッドのうち、医療のほうで使われている風はなさそうなので、介護のほうで使われているベッド数というのは大体日常的にどの程度のものなのか説明してください。

○保健福祉課長（和泉康子君） 今ちょっとサービス勘定の元気プラザの部分とまた違うものなのですが、1月末現在で平均稼働率13名ということになっております。17床ではなくて18床のリバーシブル利用ですので、最大18名まで利用できまして、1月平均が13名で稼働しております。

○3番（真貝政昭君） 町のほうのこの診療所の2階部分の今後なのですけれども、今の使われ方を見ますと、例えば病院施設のワンフロアを利用して老健として活用されている余市町の病院の形態思い浮かぶのですけれども、町のほうの中期的な展望としては余市のような病院のワンフロアを利用した老健化を構想に、視野に入れているのかなという予想もできるのですけれども、どうなのでしょう。

○保健福祉課長（和泉康子君） ちょっとまたサービス勘定と違うとは思いますが、今とありあえず今年の7月からショートステイ、介護保険計画のほうに今回はのせないよということで、今後ショートステイの利用だとか介護医療院という新しい制度もできていますので、特養、地域密着の老健とかというのも選択肢の一つではあるかと思いますが、それについては今後検討するところまで今進んでおります。

○3番（真貝政昭君） 改めて伺いますけれども、診療所側の、経営者側の体制としては入院は今のところ可能性としてはないということですね。実績としても今のところないということよろしいですか。

○保健福祉課長（和泉康子君） 委員おっしゃるとおりでございます。

○委員長（岩間修身君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（岩間修身君） ないようですので、これで平成30年度古平町介護保険サービス事業特別会計予算の質疑を終わります。

これをもって平成30年度古平町各会計歳入歳出予算の質疑は全て終了いたしました。

これから平成30年度古平町各会計歳入歳出予算について一括採決いたします。

この表決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○委員長（岩間修身君） 起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ただいま可決されました平成30年度古平町各会計歳入歳出予算については、会議規則第76条の規定に基づき、議長に報告するものといたします。

◎閉会の宣告

○委員長（岩間修身君） 以上をもちまして本委員会に付託されました案件は全て終了いたしました。

会議を閉じます。

これをもって予算審査特別委員会を閉会いたします。

閉会 午前10時44分